

[参考資料]

1 検討組織

(1) (仮称) 水・緑と観光を繋ぐ回廊計画検討委員会要綱

(平成23年5月9日)
訓令第10号

(設置)

第1条 町の自然、歴史、文化等と観光その他経済活動とを結びつける公共空間を形成する計画を検討するため、(仮称)水・緑と観光を繋ぐ回廊計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、及び検討し、町長に報告する。

- (1) 自然的景観及び歴史的環境を結びつける公共空間形成の方策及びその財源に関すること。
- (2) 観光資源となり得る拠点等の整備及び改善に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) 住民、町、事業者等の一体的な取組に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 企画部長
- (2) 住民部長
- (3) 福祉部長
- (4) 都市整備部長
- (5) 教育部長
- (6) 企画部企画課長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって、終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長に企画部長を、副委員長に都市整備部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループの設置等)

第7条 委員会の下に調査及び研究を行う組織として、（仮称）水・緑と観光を繋ぐ回廊計画ワーキンググループ（以下「回廊WG」という。）及び景観モニュメント創造計画ワーキンググループ（以下「景観WG」という。）を置く。

2 前項に規定するワーキンググループは、委員会が付託した事項を調査し、報告する。

（ワーキンググループの組織）

第8条 回廊WGの構成員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 企画部秘書広報課長
- (2) 住民部地域課長
- (3) 住民部環境課長
- (4) 福祉部健康課長
- (5) 都市整備部都市計画課長
- (6) 都市整備部建設課長
- (7) 都市整備部産業課長
- (8) 教育部社会教育課長
- (9) 教育部図書館長

2 景観WGの構成員は、第1号から第7号までの職にある者及び第8号に該当する者をもって充てる。

- (1) 企画部秘書広報課長
- (2) 都市整備部都市計画課長
- (3) 企画部企画課国際化・協働係長
- (4) 住民部地域課地域係長
- (5) 住民部環境課環境係長
- (6) 都市整備部都市計画課計画係長
- (7) 教育部図書館郷土資料館担当主査
- (8) 町職員のうち学芸員の資格を有する者

3 回廊WG及び景観WGの座長は、構成員の互選により定める。

（ワーキンググループ構成員の任期）

第9条 回廊WG及び景観WGの構成員の任期は、第7条第2項の規定により付託された事項を報告したときに終了する。

（庶務）

第10条 委員会並びに回廊WG及び景観WGの庶務は、企画部企画課において処理する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、発令の日から施行する。

（失効）

2 この訓令は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

(2) (仮称) 水・緑と観光を繋ぐ回廊計画検討委員会委員

| 職名 | 氏名 |
|---------------|-------|
| 企画部長 (委員長) | 鳥海 俊身 |
| 都市整備部長 (副委員長) | 田辺 喜好 |
| 住民部長 | 田辺 健 |
| 福祉部長 | 臼井 治夫 |
| 教育部長 | 坂内 幸男 |
| 企画部企画課長 | 栗原 裕之 |

(3) (仮称) 水・緑と観光を繋ぐ回廊計画ワーキンググループ構成員

| 職名 | 氏名 |
|----------------|--------|
| 都市整備部建設課長 (座長) | 会田 進 |
| 企画部秘書広報課長 | 村山 俊彰 |
| 住民部地域課長 | 大井 克己 |
| 住民部環境課長 | 玉垣 和平 |
| 福祉部健康課長 | 山崎 俊明 |
| 都市整備部都市計画課長 | 長谷部 敏行 |
| 都市整備部産業課長 | 栗原 始 |
| 教育部社会教育課長 | 横沢 真 |
| 教育部図書館長 | 桶田 潔 |

(4) 事務局

| 職名 | 氏名 |
|-------------|-------|
| 企画部企画課長 | 栗原 裕之 |
| 企画部企画課企画係長 | 高橋 幹夫 |
| 企画部企画課企画係主任 | 工藤 洋介 |

2 検討経過

(1) (仮称)水・緑と観光を繋ぐ回廊計画検討委員会

| 回数 | 開催日 | 内容等 |
|-----|----------------|---|
| 第1回 | 平成23年 5月19日 | 1 経過報告 2 計画策定の検討体制について 3 計画策定までの検討日程について |
| 第2回 | 10月21日 | 1 (仮称)水・緑と観光を繋ぐ回廊 計画ワーキンググループ中間報告 2 景観モニュメント創造計画ワーキ ンググループ中間報告 |
| 第3回 | 平成24年 3月15日 | (仮称)水・緑と観光を繋ぐ回廊 計画案の報告 |

(2) (仮称)水・緑と観光を繋ぐ回廊計画ワーキンググループ

| 回数 | 開催日 | 内容等 |
|-----|----------------|---|
| 第1回 | 平成23年 7月5日 | 1 辞令交付 2 経過報告 3 計画策定の検討体制について 4 計画策定までの検討日程について 5 回廊計画想定地域の現状と課題の 整理 6 既存計画及び課題 |
| 第2回 | 8月11日 | ゾーニングテーマと回廊ルート案 の検討 |
| 第3回 | 9月22日 | 拠点整備、ルート整備の手法及び 改善方法の検討 |
| 第4回 | 11月8日 | 1 回廊ルート整備イメージと内容に ついて 2 概算整備事業費の見込みについて |
| 第5回 | 平成24年 1月17日 | 1 議会全員協議会の内容報告 2 計画書原案の確認について 3 計画実施のための課題と推進体制 について |
| 第6回 | 2月23日 | 1 計画原案に対する意見募集結果と 反映について 2 計画書案の確認について |
| 第7回 | 3月15日 | (仮称)水・緑と観光を繋ぐ回廊 計画案の報告 |

水・緑と観光を繋ぐ回廊計画

平成24年3月

発行：瑞穂町

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

電話番号 (042) 557-0501 (代表)

ファクス (042) 556-3401

URL <http://www.town.mizuho.tokyo.jp>

編集：瑞穂町企画部企画課